

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立湖西高等学校

平成 26 年 5 月

改訂 平成 31 年 3 月

第 1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、日頃から生徒の心の状態を把握し、周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験し、また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、多くの生徒が小、中学校でいじめられる側といじめる側の両方の立場を経験しているという。加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、この卑劣な行為は絶対に許さないという共通認識のもと、「いじめ防止等のための基本的な方針」を定める。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要である。「静岡県子どもいじめ防止条例」の、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むという考えを踏まえ、本校でも、地域、家庭と連携し、互いの個性を認め、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていかなければならない。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。教員のいじめに対する意識向上を図り、生徒や保護者との信頼関係を構築する。LHRなどの時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。なお、学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見、早期対応

いじめを早期発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集する。生徒や保護者との信頼関係を大切にし、いじめに対する相談体制を整備し、教職員がいじめを個人で抱え込むことなく、組織的な対応をすることが重要である。またいじめを受けた生徒だけでなく、いじめを報告した生徒への配慮も必要である。

第2 いじめの防止等の対策

1 組織の設置

いじめの未然防止と、早期発見のために「いじめ防止等対策委員会」を設置する。構成員は、教頭・教育相談室長・各学年教育相談係、養護教諭とし、原則として週に一度、委員会を開催する。いじめを認知した場合は、生徒指導担当教員、学級担任、部活動顧問等を追加したり、スクールカウンセラー、警察等外部機関と連携するなどして組織的に問題解決に取り組む。

2 いじめの未然防止および早期発見にむけた具体的な取組（①②③は学年）

未然防止にむけた取組（総合学習・LHR等）	早期発見にむけた取組
エンカウンター①（年度当初） 心の講演会①②③ 保育体験実習①	1 分間教育相談①（年度当初） 個別面接①②③（年2回） いじめアンケート調査①②③（年2回）

その他、総合的な探求の時間やLHR等を活用し、継続的に生徒への指導を行うとともに、適宜、事例をもとに事案対処をする校内研修を実施し教職員の資質能力向上を図る。また、この「いじめ防止等のための基本的な方針」は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。いじめの防止等への取組を充実させるため、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

第3 いじめ発生時の対応

1 いじめ発生時の措置

- (1) いじめが確認された場合は、速やかにその行為を止めさせるとともに事実確認を行い、静岡県教育委員会へ報告する。
- (2) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。保護者には事実関係を丁寧に報告し、問題解決のための支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒には毅然とした態度で接し、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう指導する。教育上必要であると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、保護者と情報を共有するなどの必要な措置をとる。
- (5) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめに対しては警察署等と連携し適切に対応する。

2 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、被害生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など、いじめの重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」を踏まえ、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を静岡県教育委員会に速やかに報告し、協議の上に当該事案に対する組織を設置する。
- (2) 上記組織を中心として、客観的な事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 情報発信・報道対応については、個人情報への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。